

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 28 年 2 月 12 日

株主各位

福岡市博多区東比恵三丁目 3 番 1 号
アプライド株式会社
代表取締役 岡 義治

当社は、平成 28 年 1 月 12 日の取締役会において平成 28 年 3 月 1 日付をもって当社普通株式を 1 株につき 2 株の割合をもって分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 28 年 2 月 29 日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 28 年 3 月下旬頃にお届けご住所にお送り申しあげる予定でございます。
- 平成 28 年 3 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続は、お取引口座のある証券会社等で手続をお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続は、下記の口座管理機関にお申出ください。

特別口座管理機関 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)